

8月の無料相談

※祝日は除きま

相談名	日 時	場 所	主な相談内容(相談員)	
市民法律相談	毎週火曜日 (14日はお休み)	13:30~16:30	法律が関係する困りごと (弁護士) ※予約制	
市民相談	月~金曜日	8:30~17:15	市に対する要望、苦情、意見など (担当職員)	
司法書士相談	8日(水)	13:30~15:30	相続・贈与などの登記、遺産分割、その他法律問題(司法書士) ※予約制	
行政書士相談	16日(木)	13:30~16:30	相続や契約書(賃貸・売買・雇用・介護)などの作成に関すること(行政書士) ※予約制	
総合労働相談	10日(金)	13:30~16:30	労働・社会保険関係、労使トラブルなど(社会保険労務士) ※予約優先(☎029-350-4864)	
土地家屋調査士相談	1日(水)	13:30~15:30	土地の境界問題や建物の登記に関すること(土地家屋調査士) ※予約優先(☎029-259-7400)	
行政相談	8月はお休み			
税務相談	7日(火)・17日(金)・23日(木)	13:00~15:00	税に関すること(税理士) ※予約制(予約時間10:00~14:00)	
心配ごと相談	毎週水曜日	13:00~16:00	社会福祉協議会 (☎821-5995) 日常生活の困りごと、悩みごと(専門相談員)	
消費生活相談	月~金曜日	9:30~16:30	消費生活センター (☎823-3928) 商品、契約や多重債務などのトラブル(消費生活相談員)	
家庭児童相談	月~金曜日	8:30~17:15	子ども福祉課 (☎内線2393) 18歳までの子どもについて(家庭児童相談員)	
育児相談	月~金曜日	9:00~17:00	地域子育て支援センターさくらんぼ (☎823-1288) 乳幼児のしつけ、生活習慣(保育士)	
早期療育相談	月~金曜日	9:30~16:30	療育支援センター(ほか) (☎822-3411) 言葉の遅れや落ち着きがないなど、子どもの発達、行動面に関すること(早期療育相談員)	
青少年相談	火~土曜日	10:30~17:00	青少年センター (☎823-7838) 青少年についての困りごと(専任相談員) ※電話相談可	
教育電話相談	月~金曜日	9:00~16:00	教育相談室 (☎823-7837) 不登校やいじめなどの早期解決と防止(教育相談員)	
交通事故相談	月~金曜日 (第1・3水曜日は弁護士相談)	9:00~16:45 (13:00~16:00)	土浦合同庁舎県南地方交通事故相談所 (☎823-1123) 交通事故に関すること(県委嘱相談員・弁護士)	
人権相談	月~金曜日	9:30~16:00	法務局土浦支局 (☎821-0792) 家庭内の問題、いじめ、差別など(人権擁護委員、担当職員)	
結婚相談	15日(水) 18日(土)	14:00~16:00 15:30~16:30	男女共同参画センター 研修室 結婚相談(県マリッジサポーター) 問い合わせは子ども福祉課(☎内線2281)まで	
生活相談	毎週水曜日	13:00~16:00	新治地区公民館 (☎862-2673) 生活上のこと、人権にかかわること(生活相談員)	
精神保健相談	7日(火) 17日(金)	14:30~16:30 14:00~16:00	土浦保健所 (☎821-5516) 精神障害者の医療などに関すること。(精神科医師) ※予約制。1日2件まで。日時が変更になる場合があります。	
女性のための	フェミニスト相談	毎週水曜日	11:00~15:40	男女共同参画センター (☎827-1107) 夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブルなど(専門の女性カウンセラー) ※予約制
	一般相談	10日・24日(金)	13:00~16:00	

消費生活センターより

消費生活センター(☎823-3928)

架空請求ハガキに注意!

左のようなハガキについての相談が多数寄せられています。このようなハガキは架空請求です!

消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致したのは、貴方のりようされていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。
管理番号(わ)■■■■■ 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。
尚、このまま連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立会いの下、給与差し押さえ及び動産、不動産の差し押さえを強制的に執行させていただきますので、裁判所執行官による執行証明書の交付をご承諾いただきますようお願い致します。
裁判取り下げなどのご相談に關しましては、当局にて承っておりますので、お気軽にお問い合わせ下さい。
尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様、お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年5月××日

法務省管轄支局 民間訴訟告知センター
東京都千代田区霞が関2丁目1番×号
取り下げ等のお問い合わせ窓口 03-XXXX-XXXX
受付時間 9:00~20:00(日、祝日を除く)

差出人は「法務省管轄支局 国民訴訟通達センター」、「法務省管轄支局 民事訴訟管理センター」、「法務省管轄支局 民間訴訟告知管理センター」、「法務省管轄支局 国民訴訟お客様管理センター」などと記載されていますが、これらと法務省は一切関係ありません。ハガキに記載されている電話番号に絶対に電話しないでください!

医療広告規制、ウェブサイトも対象に

6月1日、改正医療法が施行されました。これまでの医療法の広告規制ではウェブサイトに対象外でしたが、美容医療サービスも含め医療機関のウェブサイト、メルマガなどについても広告規制が課されます。治療内容や費用、主なりスクや副作用に関する詳細な説明のない治療前後の写真や、治療の内容・効果に関する体験談の掲載は禁止されます。問題のある広告を掲載しているクリニックとは契約しないようにしましょう。